

豊橋市上下水道局 3 階直結直圧給水に関する特例基準

豊橋市上下水道局給水装置設計、施工等に関する規程第 6 条の給水方式に関して、同規程第 22 条の工事施行上の特例に基づき、以下のように特例基準を定める。

(目的)

第 1 条 この特例基準は、3 階建ての建築物において、受水槽を設置することなく配水管の水圧を利用した直結直圧給水（以下「3 階直圧給水」という。）を行うことができる範囲を拡大することにより、安全かつ衛生的な水の供給を図ることを目的とする。

(協議等)

第 2 条 3 階直圧給水を希望する者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申込前に 3 階直結直圧給水協議書（様式 1）（以下「協議書」という。）に必要書類を添付して水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議しなければならない。

2 申込者は、設計着手以前に本特例基準に定める事項に対する適否の事前調査を十分に行わなければならない。また、協議書作成以前に、当該申請地における配水管口径及び設計水圧等を把握しなければならない。

3 第 1 項の規定による協議は、豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）を通じて行うものとし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 申込箇所の案内図
- (2) 申込箇所の標高が確認できる書類
- (3) 給水装置工事設計図面
- (4) 水理計算書（申込箇所における設計水圧は、別表 1 に示す配水区域毎に設定された最小動水圧とする）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

4 管理者は、協議結果を 3 階直結直圧給水協議回答書（様式 2）（以下「回答書」という。）により申込者に回答するものとする。

5 指定事業者は給水装置工事申込書（以下「申込書」という。）に回答書の写しを添付すること。

(誓約書等)

第 3 条 申込者は、誓約書（様式 3）に記載されている項目の内容について承諾した上で必要事項を記入し押印するものとする。指定事業者は、申込書に誓約書を添付すること。

(実施条件)

第 4 条 対象建物は、3 階建ての建築物とし、種別は次のとおりとする。ただし、建築物の階数が 3 階を超える場合でも給水装置を 4 階以上に設けない時は、対象とすることができる。

- (1) 一戸建て専用住宅
 - (2) 一戸建て小規模店舗併用住宅
 - (3) その他管理者が給水可能と認めるもの
- 2 配水管の給水分岐は、近隣の給水に及ぼす影響を考慮し、給水管口径を配水管口径未満の口径とする。
 - 3 分岐する配水管の最小口径は、50 ミリメートル以上とする。ただし、口径 50 ミリメートルの配水管からの分岐は負荷が過大となる恐れがあるため、原則、管網を形成している場合に限り分岐できるものとする。
 - 4 給水管及び水道メーター（以下「メーター」という。）の口径は 20 ミリメートル以上とし、水理計算により決定するものとする。
 - 5 給水管内の流速は過大とならないよう、原則、2m/s 以下とする。
 - 6 3 階に設置する最高位の給水栓の高さは、給水分岐箇所の道路面より 8.5 メートル以下とする。

（給水装置の構造）

第 5 条 圧力損失が大きくなるように、給水器具及び材料の選定、給水管口径の決定には十分配慮すること。

- 2 逆流の防止及び水道メーターの適正な維持管理のため、メーター口径 25 ミリメートル以下の場合にはメーター上流側の逆止弁内蔵式ボール止水栓に加えて、メーター取替時の戻り水対策としてメーターボックス外の直近下流側に止水栓等を設置すること。

（受水槽方式からの改造）

第 6 条 受水槽方式から 3 階直圧給水に改造する場合は、原則、新設の給水管で改造するものとし、実施条件、給水装置の構造等については、第 2 条から第 5 条までの規定を準用する。なお、高架水槽への直接給水は受水槽方式と同じであり、適正な維持管理を困難とするため認めないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず既存の導水装置設備を再利用する場合は、次の各号に掲げる基準について事前に管理者の検査を受けなければならない。

- (1) 既存の導水装置設備の再利用は、できる限り配置替え等に努め、再使用する箇所は最小限にしなければならない。この場合は、使用材料について管理者の確認を受けなければならない。
- (2) 再使用する材料は、水道法に基づく性能適合品であること。ただし、漏水や赤水が発生する恐れのあるものについては再使用できない。また必要に応じて水圧試験及び水質検査を行い管理者の確認を得るものとする。

（しゅん工検査）

第 7 条 3 階直圧給水を実施した給水装置について、給水装置工事設計施行基準及び本特例基準

に基づきしゅん工検査を行うものとする。

(給水装置の維持管理)

第8条 給水装置（公道からメーター又は第一バルブまでを除く）の維持管理は、申込者（給水装置所有者または水道使用者）が責任をもって行うものとする。

附 則

この特例基準は、平成27年4月1日から施行する。